

## ラグナケア春日台（居宅介護支援事業）運営規程

### （事業目的）

第1条 ラグナケア春日台が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）

は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適当に利用できるようサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供をおこなうことを目的とする。

### （運営方針）

第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様配慮して行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営にあたっては、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 上記のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（厚生省令第98号、平成11年3月31日）を遵守する。

### （事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名称 ラグナケア春日台
- （2） 所在地 神戸市西区春日台7丁目45-2

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ラグナケア春日台（以下、本所）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1） 管理者1名：（介護支援専門員と兼務）

（管理者の職務）

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業員の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2） 介護支援専門員1名：管理者と兼務1名それ以上については利用者の状況に応じて増員する。

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じて、及び要援護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などの連絡調整等を行う。

(3) その他の補助職員：利用者の状況に応じて配慮する。

(補助職員の職務) 管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日（土日を除く）までとする。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容はつぎのとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン  
(全国社会福祉協議会方式)
- (3) サービス担当者会議の開催場所：ご利用者様の自宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の為に必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 神戸市西区を通常の事業範囲とする。

(利用料等)

第8条 介護報酬の告示上の額とする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居住を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合には、次の額を徴収する。

- (1) 本所から片道2km未満 350円
- (2) 本所から片道2km以上の場合は1km毎に50円加算

3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し同意を得たものに限り徴収する。

(緊急時における対処方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに

管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(災害・非常時への対応)

第11条 事業所には、消火設備・非常放送用設備等、被害非常時に備えて必要な設備を設ける。

- (1) 事業所は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- (2) 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者、入居者及び職員に対し、周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施する。
- (3) 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- (4) 平常時の対応（必要品の備品など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 本事業の社会的使命を十分に認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 職員は在職中、及び退職後においても業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、本業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附則)

この規程は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は令和 1 年 6 月 10 日から施行する。

この規定は令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

この規定は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。